

沖ト協発第53号
平成29年6月8日

運送事業者各位

(公社) 沖縄県トラック協会
会長 佐次田 朗
(公印省略)

「不正改造車を排除する運動」への積極的な取組について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営に格別なるご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標題の「不正改造車を排除する運動」は平成2年から全国的に展開し、その排除に努めてきたところであります。

国土交通省においては、平成29年度においても、道路交通の安全確保や公害の防止を図るための一環として、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開することになり、同運動の推進について、沖縄総合事務局長から協力要請があります。

つきましては、別添実施細目の実施事項等に基づき、不正改造の防止に係る事業所内の自主点検を行い、その結果をFAX等により平成29年7月3日(月)までに返送くださいますようお願いいたします。

敬具

※本件に関する問い合わせ先

(公社) 沖縄県トラック協会 適正化事業課

TEL : 098-863-0280 FAX : 098-863-3591

府運車安第223号
平成29年5月29日

公益社団法人
沖縄県トラック協会 会長 殿

内閣府沖縄総合事務局長



「不正改造車を排除する運動」への積極的な取組みについて

不正改造車については、これまでも「不正改造車を排除する運動」を中心に街頭検査等あらゆる機会をとらえ、その排除に努めてきたところです。

しかしながら、我が国の交通事故の発生件数や自動車交通による大気汚染の現状を見ると、依然として改善が求められる状況であり、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因の一つとなっています。

また、最近では、自動車部品の取付けや取外しにより保安基準に適合しなくなっても、違法であるとの認識のないままに改造を行っている使用者も見受けられます。

このような状況に鑑み、国土交通省では、昨年 of 当該運動の結果を分析し、より効果的に見直しつつ、平成29年度においても、関係省庁、自動車関係団体等と協力して、全国的に不正改造車の排除のための諸活動をなお一層強力に取り組むこととしており、沖縄総合事務局としても本運動を積極的に推進することにしましたので、貴会におかれては、当該実施細目に基づき積極的に不正改造車の排除について傘下会員に対し引き続き適切な指導をお願いします。

「不正改造車を排除する運動」の実施細目（抜粋）

平成29年4月
国土交通省自動車局

I. 年間を通じて実施する事項

各機関において実施する事項

実施機関	実施事項	実施内容
協議会構成団体共通	1) 傘下会員・事業者に対する指導等	①本運動の目的、実施事項、不正改造車・黒煙110番等について、会報、ホームページ等に掲載するなど会員・事業者等への周知を可能な範囲で図る。 ②不正改造車及び迷惑黒煙に関する情報等（不正改造車施工者の情報も含む。）の受付体制を充実するとともに傘下会員・事業者等に情報等を提供するよう呼びかける。 また、情報等を入手した場合には、地方運輸局及び運輸支局等への情報等の提供を積極的に行う。
	2) 一般への広報等	事業所等へのポスターの掲示等により、不正改造防止について周知を図る。 また、傘下会員・事業者等に対し、同様の広報活動を行うよう指導する。
	3) 本運動への協力（ポスターの掲示及び出前講座等）	本運動の目的、実施事項等を踏まえ、地方運輸局及び運輸支局等から依頼や連携の呼びかけがあった場合、ポスターの掲示街頭検査、出前講座等の実施に協力する。

II. 強化月間において特に実施する事項

強化月間においては、前述の取組の重点的な実施に加え、特に次の事項を実施する。

1. 各機関において実施する事項

実施機関	実施事項	実施内容
協議会構成団体共通	1) 傘下会員・事業者に対する指導等	①本運動の目的、実施事項、不正改造車・黒煙110番等について、会報、ホームページ等に掲載するなど傘下会員・事業者等への周知を図る。 ②本運動の推進のための会議等を開催し、傘下会員・事業者等に対し、本運動への積極的な参加を呼びかける。 ③傘下会員・事業者等が行う本運動の実施事項について指導する。 ④不正改造車に関する情報等の受付体制をより充実させるとともに、傘下会員・事業者等に情報等を提供するよう呼びかける。また、国土交通省への情報等の提供を積極的に行う。
	2) 一般への広報等	①マスメディアを活用した広報を積極的に行うよう努める。この際、若者向けウェブサイトの活用により主な訴求対象を10代、20代として広報を行う。 ②事務所等において自動車使用者等に対し、チラシを配布することにより、不正改造防止について周知を図る。 また、傘下会員・事業者等に対し、同様の広報活動を行うよう指導する。
	3) 本運動への協力（アンケート）	本運動の目的、実施事項等を踏まえ、地方運輸局及び運輸支局等から依頼や連携の呼びかけがあった場合、アンケートの実施に協力する。
	4) その他	以下「2」に示す実施事項が適切に実施されるように配慮し指導する。

2. 各事業者の行うべき実施事項

実施機関	実施事項	実施内容
貨物自動車運送事業者	1) 不正改造車の排除のための啓発等 ①従業員に対する指導	従業員に対して、本運動の目的、実施事項、不正改造車・黒煙110番等について周知する。
	②適正な車両の運行の徹底	運送事業者等においては、不正な二次架装の防止等に努め、適正な車両の使用の徹底を図る。また、不正な二次架装が行われた車両がある場合には、改修を行う。
	2) 不正改造車の排除のための情報収集等 ①不正改造車に関する情報収集等の提供	不正改造車に関する情報等を入手した場合には、地方運輸局及び運輸支局等に情報を提供するよう努める。
	3) 不正改造車の排除のための取締り等 ①自主点検の実施	事業所ごとに運動実施責任者を選任し、運動実施責任者又は整備管理者等により、車両管理体制及び従業員等の車両を含む所有車両等について定期的な自主点検の実施に努める。 (参考：別添8「自主点検票」) なお、運動実施責任者は、事業者又は事業所の責任者等従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること。
	②貨物輸送の適正化	運送事業者団体においては、荷主団体等に対し、不正改造車（特に速度抑制装置（スピードリミッター）に係るもの。）を使用することのないよう要請する。

不正改造防止自主点検票

事業者名

住所

連絡先

点検の実施日	平成 年 月 日	点検の実施者	職責	
			氏名	

点検事項	点検内容		チェック欄	
			適	要改善
事業場関係者 の所有車 等の状況	不正改造車の有無	社用車	無	有 (台)
		従業員車両	無	有 (台)
不正改造防止について の事業場内の 管理体制	事業場における運動実施責任者の選任状況			
	社用車、従業員車両の定期的な確認			
	不正改造の防止についての従業員に対する教育の実施状況			
	休日・深夜等に事業場が無断使用されていないことの確認			
不正改造車への対応と措置	不正改造部位の確実な復元			

- 注 1. 点検実施日現在の状況を確認し、その結果をチェック欄に「レ」で記入してください。
2. 点検については、事業場内において定期的に行うことをお奨めします。

※ 平成29年7月3日(月)までに沖ト協あて報告お願いいたします。(FAX:098-863-3591)

危険な不正改造車は 重大な犯罪です!

6月1日～6月30日
「不正改造車排除」強化月間

灯光の色が不適切な
回転灯等の取付け

音が自動的に継続する
警音器の取付け

前面ガラスへの
装飾板等の装着

巻込防止装置の取外し

窓ガラスへの
着色フィルム等の貼付

安全確認用窓を物などで
塞いで見えなくすること

- ・速度抑制装置（スピードリミッター）
の解除及び取外し
- ・燃料噴射ポンプの封印の取外し
- ・不正軽油燃料の使用

さし枠の取付け

タイヤ及びホイール（回転部分）
の車体外へのはみ出し

不正改造車の行政処分基準

初回違反 20日 × 違反車両数
再違反 40日 × 違反車両数

ほかにも道路運送車両法、道路交通法による罰則がかせられます。

燃料タンクの不正な
増設等の二次架装

マフラーの切断・取外し及び
基準不適合マフラーの装着

突入防止装置の切断
及び取外し





不正改造車の行政処分基準

●不正改造車の行政処分基準

不正改造車に対する行政処分基準は下表のとおりであり、処分日車数は違反車両数に比例して加重される厳しいものとなっています。

初回違反	再違反
20日×違反車両数	40日×違反車両数



不正改造車の排除に係る関係法令

●点検整備の義務（道路運送車両法第47条、第47条の2、第48条、貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条）

自動車の使用者は、自動車を保安基準に適合するよう維持しなければならないこととなっており、そのためにも「日常点検整備」、「定期点検整備」、「その他使用状況・車種に応じた点検整備」の実施が必要です。

●不正改造等の禁止（道路運送車両法第99条の2、第108条）

何人も、保安基準に適合しなくなるような自動車の改造、装置の取付け、取り外し等（不正改造行為）を行ってはなりません。これに違反した場合は **6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金** が科せられます。

●不正改造車に対する整備命令（道路運送車両法第54条の2、第109条）

地方運輸局長は、不正改造車の使用者に対し、保安基準に適合させるために必要な整備を行うことを命ずることができます。整備命令を発令された使用者は、15日以内に必要な整備を行い、当該自動車を地方運輸局長に提示しなければなりません。整備命令違反及び現車提示違反については、**50万円以下の罰金** が科せられます。

●整備不良車両の運転の禁止（道路交通法第62条、第119条）

道路交通法においても、保安基準に適合しないため交通の危険を生じさせ、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがある車両（整備不良車両）の運転を禁止しています。これに違反して運転させ、又は運転した者は **3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金** が科せられます。